

子ども・子育て支援新制度下における認可保育園等の保育料の改正（案）について

1. 改正の理由

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定子ども園法の一部改正法、関係法律の整備法）が平成24年8月に成立し、これらの法律に基づいて、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から本格スタートします。

新制度の本格スタートに伴い、現行の保育園保育料の国基準額表が見直されることに伴い、市の保育園保育料も改正を行うものです。

2. 国基準額表の具体的な見直し内容

①階層区分を「所得税額」から「市町村民税所得割額」で設定。

②階層ごとに「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの金額設定。

保育標準時間⇒1日11時間以内の利用

保育短時間 ⇒1日8時間以内の利用

（保育園保育料は「保育標準時間」の保育料から▲1.7%）

③第2・第3階層に該当する世帯で、次に該当する者に軽減措置を実施。

■母子家庭、父子家庭 ■在宅障害児（者）のいる世帯 ■生活保護費受給者等

【軽減措置内容】

第2階層⇒保育園保育料全額免除

第3階層⇒保育園保育料を1,000円減額

階層数（8階層）及び各階層に対応した保育園保育料に変更はない。

3. 市の改正案の概要

現行の利用者負担水準を踏まえ、次のとおりとする。

①階層数は、国の階層数が変わらないことから、現行と同じく13階層とする。

②国の基準では、各階層に対応した保育園保育料に変更がないことから、市においても、現行の各階層の保育園保育料は変更しない。

③階層区分が「所得税額」から「市町村民税額」に変更されたことから、国が示すモデルケースを参照として「市町村民税額」を再計算し、階層区分に当てはめる。

④「市町村民税」が保育園保育料算出の根拠となるが、賦課決定時期が6月となることから、8月までは前年度の課税内容、9月以降は現年度の課税内容で保育園保育料を決定する。

⑤国の軽減措置に合わせ、国の第2・第3階層に対応する市の階層において軽減措置を行う。

【国】第2階層⇒【市】第2階層（全額免除）

【国】第3階層⇒【市】第3階層・第4階層（1,000円減額）

⑥家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業も同額の保育料とする。

保育園保育料における階層（案）

【現行保育園保育料】

- 所得税額（所得税非課税の場合は市町村民税）により階層分け
- 国基準で8階層のものを、市では13階層に細分化して設定

国基準の階層（金額は所得税額）		市の階層（金額は所得税額）	
第1	生活保護世帯	第1	生活保護世帯
第2	市町村民税非課税世帯	第2	市町村民税非課税世帯
第3	市町村民税課税世帯	第3	市町村民税均等割のみ課税世帯
第4	40,000円未満	第4	市町村民税課税世帯
第5	40,000円以上 103,000円未満	第5	15,000円未満
第6	103,000円以上 413,000円未満	第6	15,000円以上 40,000円未満
第7	413,000円以上 734,000円未満	第7	40,000円以上 103,000円未満
第8	734,000円以上	第8	103,000円以上 170,000円未満
		第9	170,000円以上 260,000円未満
		第10	260,000円以上 413,000円未満
		第11	413,000円以上 500,000円未満
		第12	500,000円以上 630,000円未満
		第13	630,000円以上



【保育園保育料改正案】

- 市町村民税所得割額により階層分け（現行の所得税額を市町村民税所得割額に再計算）
- 現行と同様に、国基準で8階層のものを、市では13階層に細分化して設定

国基準の階層（金額は市町村民税所得割額）		市の階層（金額は市町村民税所得割額）	
第1	生活保護世帯	第1	生活保護世帯
第2	市町村民税非課税世帯	第2	市町村民税非課税世帯
第3	48,600円未満	第3	市町村民税均等割のみ課税世帯
第4	48,600円以上 97,000円未満	第4	48,600円未満
第5	97,000円以上 169,000円未満	第5	48,600円以上 67,000円未満
第6	169,000円以上 301,000円未満	第6	67,000円以上 97,000円未満
第7	301,000円以上 397,000円未満	第7	97,000円以上 169,000円未満
第8	397,000円以上	第8	169,000円以上 210,000円未満
		第9	210,000円以上 256,000円未満
		第10	256,000円以上 301,000円未満
		第11	301,000円以上 327,000円未満
		第12	327,000円以上 366,000円未満
		第13	366,000円以上